

民法改正後の成人式の開催方法

2022 年 4 月に施行される改正民法により、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられる。本市では、2022 年度以降の成人式について次のとおり方針決定した。

1 改正民法施行後の成人式

2022 年度以降も当該年度に 20 歳を迎える方を対象に、1 月に「二十歳を祝う会（仮称）」として開催する。なお、詳細については、今後検討する。

2 20 歳を対象者とした主な理由

成人式の開催時期等については法律上の定めがない。自治体が地域の実情に応じて企画・実施するものである。

- (1) 多くの 18 歳は大学受験や就職準備の時期であり、新成人の参加が難しい。
- (2) 18 歳を対象とする場合、2022 年度は 3 学年(18～20 歳)が対象となり、会場の確保や運営が困難である。

《参考》

● 各年度の成年年齢

年度	成年年齢
2020(令和 2)	20 歳 【 2000/4/2 ～ 2001/4/1 生まれ】
2021(令和 3)	20 歳 【 2001/4/2 ～ 2002/4/1 生まれ】
2022(令和 4)	18 歳 【 2002/4/2 ～ 2005/4/1 生まれ】
2023(令和 5)	18 歳 【 2005/4/2 ～ 2006/4/1 生まれ】

● 2022 年度の成年人数（※ 2019 年 3 月時点の住民基本台帳による）

20 歳を迎える人 【 2002/4/2 ～ 2003/4/1 生まれ】	742 人
19 歳を迎える人 【 2003/4/2 ～ 2004/4/1 生まれ】	750 人
18 歳を迎える人 【 2004/4/2 ～ 2005/4/1 生まれ】	793 人
成年人数(計)	2285 人

《問合せ》 地域コミュニティ振興部生涯学習課 TEL0796-23-0341